別表第二十六（第八十八条の五関係）（平21防省令13・追加）

年　　月　　日

（都道府県知事）　殿

自衛隊の部隊等の長（官職・氏名）

自衛隊法施行規則による禁止行為実施通知書

森林法（昭和26年法律第249号）第31条の規定により保安林予定森林において禁止された行為をするので、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第88条の５第５項の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

1　行為をする自衛隊の部隊等の名称並びにその長の官職、氏名及び連絡先

2　行為に着手する時期

3　行為をする場所

4　行為の内容

5　その他参考事項

備考：1　「行為をする場所」の項には、法令に基づき都道府県知事が禁止した行為をする場所の範囲を記載する。（例：「　　町東部保安林予定森林地域」、「　　市南部保安林予定森林地域」等）

2　「行為の内容」の項には、法令に基づき都道府県知事が禁止した行為（立木竹の伐採又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他土地の形質の変更）を記載する。